

兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会細則

- 第1条 本会会員は、龍野町立商業実修学校・兵庫県龍野商業学校・兵庫県立龍野商業学校・兵庫県立龍野工業学校・兵庫県立龍野工業高等学校・同併設中学校・兵庫県立龍野実業高等学校・兵庫県立新宮高等学校・兵庫県立龍野北高等学校 卒業生 及び、かつて各校に在学し役員会において承認を得た者とする。
- 第2条 代表副会長1名、副会長若干名を置く。
- 第3条 会費は5,000円とし、全日制・定時制ともに卒業期に一括納入する。但し、会費の変更は役員会の承認を得なければならない。
- 第4条 本会役員、評議員、母校の役職員、その配偶者及び第1親等の者が死亡した場合は、次の弔慰金を送る。
- 1、本会役員、評議員、及び母校の役職員、本人が死亡した場合は10,000円、本会役員、評議員、母校の役職員の配偶者、同居の第1親等は5,000円の香料とし、各々供花・弔電を打つ。
 - 2、母校の教職員で、本人が死亡した場合は1項の規定に準ずる。配偶者、同居の第1親等の死亡は弔電を打つ。
- 第5条 役員及び指名を受けた会員又は、職務担当者が本会の業務に必要な会議に出席する場合は、役員会の承認を得て実費を支給することが出来る。但し、緊急を要する場合は、会長が専決し、後日役員会の承認を得る。
- 第6条 地方に支部を設置する場合は、本部に下記の書類を提出しなければならない。
- 1、支部設置理由
 - 2、支部規約（案）
 - 3、発起人名簿又は役員名簿（案）と会員数
 - 4、その他参考書類
- 第7条 本会は、支部設置届が提出された場合速やかに役員会に諮らなければならない。現在活動している地方支部は、「関東支部」である。
- 第8条 当該支部又は各科で記念事業の開催通知を受けた場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。
- 2、科の事業をする場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。
- 第9条 部活動その他での生徒の活躍に対して、支援金その他を支出することが出来る。但し、支出に当たっては、実施要項を添付し、役員会の承認を得る。緊急を要する場合は、会長が専決し、後日役員会の承認を得る。
- 1、全国大会出場 50,000円を上限として支出する。
ただし出場者1名につき10,000円、補助員1名につき5,000円とする。
 - 2、県代表 30,000円を上限として支出する。
ただし出場者1名につき5,000円、補助員1名につき2,500円とする。
 - 3、その他については、会長又は役員会にはかり考慮することができる。
- 2、前項の支援は1団体につき運用年度内一回とする。
- 第10条 この細則の改正は、3年ごとに見直し「役員会」の議決を要するものとする。
- 附 則 平成23年4月1日施行
- 附 則 平成26年6月14日改正